

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

平成23年2月1日

国土交通省 遠賀川河川事務所 中間出張所

西川下流の沈没船（全長約10m 1隻）を撤去します

- 平成23年1月4日の河川巡視により西川下流（芦屋町祇園町）において、沈没船1隻が発見されました。
- この沈没船は所有者不明で、このまま放置しておくとお大雨時や潮の干満によりさらに下流に流れ河川管理施設の損傷や洪水時の水の流れの妨げにもなります。
- このため、**沈没船を河川内の塵芥として撤去することとしましたのでお知らせします。**
- 撤去の予定スケジュールは以下のとおりです。
- なお、取材については、沈没船撤去時に現場において対応いたします。

沈没船撤去の日程等について

撤去日時：2月4日（金）9：00から30分程度
撤去船舶位置：別紙のとおり

※沈没船はクレーン作業が困難な箇所にあるため、2月2日（水）に作業可能な箇所に移動して2月4日（木）にクレーンにて撤去します。

※当日の天候により日時の変更の可能性があります。

取材について

- ・直接の取材は上記の撤去の時間帯に現地にて対応いたします。
- ・電話取材はいつでも対応可能です。

問い合わせ先

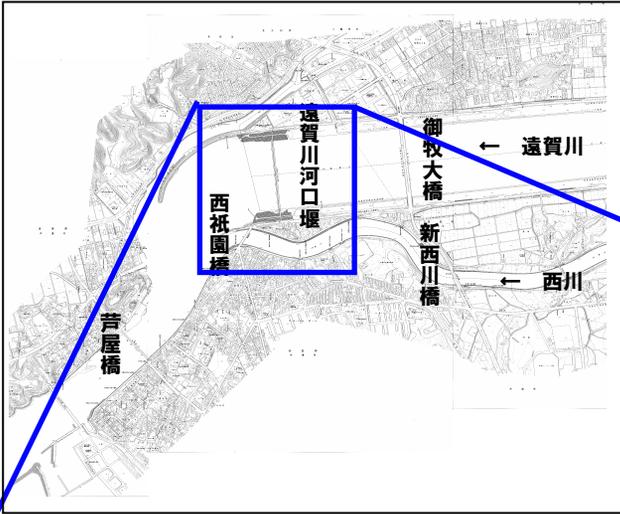
【不法係留船対策全般に関する問い合わせ先】

遠賀川河川事務所 占用調整課 高橋 または 松村 TEL:0949-22-1830

【沈没船の撤去に関する問い合わせ先】

遠賀川河川事務所 中間出張所 柏木 または 村岡 TEL:093-245-0154

撤去船舶位置図



沈没船撤去箇所（現地取材対応箇所）
2月4日 9:00~10:00

**沈没船はココにありますが、
 現地での引き上げが困難なため
 2月2日に上流へ曳航します**

